

平成 19 年 10 月 6 日 制定

日本地域学会機関誌『地域学研究』印刷事業者の選定に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、日本地域学会（以下、本学会）機関誌『地域学研究』の印刷およびこれに関連する業務（以下、印刷業務）について本学会との間で請負契約（以下、印刷業務請負契約）を締結する者（以下、印刷事業者）の選定のための規則および手続き等について定める。

(年度主義)

第 2 条 印刷事業者の選定は、本学会の会計年度ごとに行う。

(入札)

第 3 条 印刷事業者の選定は、本規程に定める他、本学会理事会（以下、理事会）が別に定める入札方式に基づいて行う。

(手順)

第 4 条 印刷事業者の選定は、以下の各号の順による。

- 一 入札公告
- 二 入札
- 三 落札者の決定
- 四 落札者への通知

(入札公告の方法)

第 5 条 入札公告は、「入札公告 平成〇〇年度日本地域学会機関誌『地域学研究』印刷事業」および本学会理事会が別に定める「日本地域学会機関誌『地域学研究』印刷事業者の選定方針」を本学会ホームページ（以下、ホームページ）に掲載することにより行う。（〇には、当該年度数が入る）

2. 上記の入札公告にかかわるホームページの記事は、自動公衆送信される。
3. 入札公告の期間は、10 日以上とする。
4. 入札公告の期間中は、当該入札に関わる質問を受け付ける。ただし、当該入札の主旨またはその他の正当な理由により、当該質問に対する回答を拒否する場合がある。
5. 入札広告では、入札を実施する日時、場所および当該入札において提出すべき書類および資料等（以下、入札申請書類等）を明記する。

(入札)

第 6 条 入札は、当該印刷業務請負契約を本学会との間で締結することを希望する者（以下、希望者）に、当該希望者が当該印刷業務を請け負うとした場合の請負代金額（以下、入札価格）を記載した入札書（以下、入札書）および入札申請書類等を提出させることで行う。

2. 入札は、当該入札公告の期間が終了する日の翌日の午前 10 時から同 12 時までの期間をもって実施する。

3. 入札は、本学会事務局の所在地または別に定める場所において行う。

(総合評価落札方式)

第 7 条 落札者の選定は、この規程に定める他、理事会が別に定める総合評価落札方式に基づいて行う。

2. 総合評価落札方式における総合評価は、入札資格審査、入札価格審査、技術評価および価格評価で構成される。

3. 入札資格審査は、入札公告で明記した入札資格を満たすか否かの判定で行う他、提出された入札申請書類等に基づき、印刷業務の内容等に基づく事務および運営上の必要性等の観点から、その必要度および重要度に応じて、最低限満たさなければならない技術的な要件（以下、必須要件）を満たすか否かの判定でも行う。

4. 前項の入札資格および必須要件を満たす場合には入札適格と判定する。

5. 本学会は、入札に先立ち、当該印刷業務の内容等に鑑み、当該印刷業務請負契約を適正に締結するための標準として、入札価格がその範囲内に収まるべき価格の範囲を決定する。

6. 入札価格審査は、入札価格が前項に規定する範囲内に収まるか否かの判定で行う。

7. 入札価格が、前項の範囲内に収まる場合には、入札適格と判定する。

8. 落札者の選定は、入札適格と判定された希望者（以下、入札者）の中から行う。

9. 技術評価は、必須要件以外の技術的要件および必須要件が最低限の要求要件を超えて満足する部分について評価点を与えることで行う。

10. 第 5 項に規定する範囲の上限値を基準価格とする。

11. 価格評価は、入札価格に評価点を与えることで行う。

12. 技術評価による評価点と価格評価による評価点の合計点が最大の入札者を落札者として選定する。

13. 前項の規定でなお落札者が定まらない場合には、理事会が別に定める方法で落札者を選定する。

14. 本規程および別に定める規程等に基づいて、印刷事業者の選定にかかわる業務を行い、またはこれを所管するため、落札者選定委員会を設置する。

15. 前項の規定にかかわらず、本規程または別に定める規程等によって印刷事業者の選定

に関わる日常業務の執行者が定まらない場合には、本学会会長に代わって本学会事務局長がこれを執行する。

(落札者への通知)

第 8 条 落札者が選定された場合には、その旨本学会より当該落札者となった入札者にのみ通知する。

(請負契約の締結)

第 9 条 本学会は、落札者が選定された場合には、当該落札者との間で、当該印刷業務にかかわる請負契約を締結する。

(別規程等)

第 10 条 本規程で定まらない事項については、理事会の議を経て別に規程等で定める。

(改正)

第 11 条 本規程は、理事会の議を経て改正することが出来る。

附則

この規程は、制定と同時に施行する。